

設 計 書

修 繕 名 称 _____ 常盤平第三放課後児童クラブトイレ修繕 _____

一 金 (修繕価格)

設 計 金 額 _____ 一 金 (修繕費計) _____

修 繕 場 所 _____ 松戸市常盤平西窪町25-1 (常盤平第三放課後児童クラブ) _____

工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 7 月 31 日

設 計 年 月 日 令和 8 年 4 月 1 日

部長	課長	補佐	主幹	担当	担当

検算

子ども部 子ども居場所課

本 修 繕 内 訳 書

費目	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
本修繕費	直接修繕費						
	仮囲い修繕		式	1			第1号内訳書
	トイレ改修修繕 間仕切り部		式	1			第2号内訳書
	トイレ改修修繕 配管機器類部		式	1			第3号内訳書
	直接修繕費計						
	諸経費		式	1			
修繕価格			式	1			
消費税相当額							修繕価格×10%
修繕費計							

第 1 号 内訳書 仮囲い修繕

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
直接物品費・補助材料費					
修繕箇所壁ボード+下地材費	m ²	24			
資材搬入搬出運搬雑費	式	1			
人件費					
普通作業員	人				
合計					

第 2 号 内訳書 トイレ改修修繕 間仕切り部

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
直接物品費・補助材料費					
間仕切り材費 骨組材+ボード	式	1			
床修繕 既存上にロンリューム材費	式	1			
壁塗装 新規部他補修材費	式	1			
天井補修後塗装材費	式	1			
トイレ用枠付き扉資材費	組	3			
照明器具ダウンライト配線穴明	式	5			
既存トイレ下地及び修復塗装材費	式	1			
既存手摺+下地材費	式	1			
既存窓のパネル取替+換気扇設置+電気修繕材費	式	2			

第 2 号 内訳書 トイレ改修修繕 間仕切り部

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
呼出ボタン移設及び部分補修材費	式	1			
発生材処理費	式	1			
運搬雑費	式	1			
人件費					
普通作業員	人				
電工	人				
配管工	人				
合計					

第 3 号 内訳書 トイレ改修修繕 配管機器類部

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
直接物品費・補助材料費					
修繕用養生費	式	1			
既設物解体撤去材費	式	1			
新規洋便器 (toto CS670B+SH670BA+ウォームレット TCF116)	組	1			
新規小便器 (toto UFH570+オートバルブTEA62ADS)	式	1			
床コア抜き Φ110	式	1			
機器類費	式	1			
配管関係資材費	式	1			
配管接続修繕費	式	1			
発生材処理費	式	1			

第 3 号 内訳書 トイレ改修修繕 配管機器類部

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬雑費	式	1			
人件費					
普通作業員	人				
配管工	人				
内装工	人				
合計					

修繕仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、常盤平第三放課後児童クラブトイレ修繕契約書（以下「契約書」という）に基づき、必要な事項を定めるものである。なお、本仕様書は、基本的な事項を定めたものであり、特定の定めがない場合であっても、事業遂行上当然必要な事項については、請負者の負担でこれを実施するものとする。

2. 基本仕様

(1) 法令関係

本業務を計画または実施する場合、関係法令等を遵守し、安全・衛生両面に留意する。特に、運転管理上の安全確保（保守容易、作業の安全、必要機器の予備確保バイパス等）に留意する。

(2) 実施手続等

- (A) 本業務についての基本事項は、仕様書・添付図面・設計図書等により実施されるが、請負者は、この事項に際し、事前に監督職員と協議するものとする。
- (B) 前項で実施するに際し、軽微な仕様変更がある場合に、請負金額の増減は、これを行わないものとする。
- (C) 本仕様書等提示条件について、疑義が生じた場合自己解釈することなく、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。
- (D) 業務完了後、本仕様書等提示条件に満足しない部分がある場合、請負者の責任においてこれを満足させるよう変更するものとする。

3. 修繕概要

- (1) 既設トイレ（みんなのトイレ）内に洋式便器1基、小便器1基を増設する。
- (2) 既設排水管を改修する。床は一部撤去後、復旧する。なお、断水期間については施設運営に支障の無いようにする。
- (3) 増設する各トイレブースは個室化し、換気扇、照明、コンセントを設置する。
- (4) 既設トイレ（みんなのトイレ）内の手摺、呼出ボタンを既設トイレ（洋式トイレ）内に移設する。
- (5) 上記に必要な配管・配線、設置に係る消耗品、廃材等の処分費用等を含む。
- (6) 修繕期間中も施設は利用するため、既設トイレ1基は使用できるようにする。
- (7) 修繕に際しては、施設の運営に影響の無いように配慮すること。児童、職員の安全に十分配慮した仮設計画を設定すること。

4. 廃棄物等の処理

本業務において排出される廃棄物は、監督職員の指示に従い適格に処理するものとする。

5. 写真撮影

(1) 本業務における写真撮影は、業務の履行完了を的確に判断できる、撮影をするものとする。

※本修繕にあたっては、機器ごと、各工程別に「前・中・後」の写真を1枚以上撮影して、修繕写真帳に内容を明記し、整理するものとする。

(2) 提出書類

報告書 1部

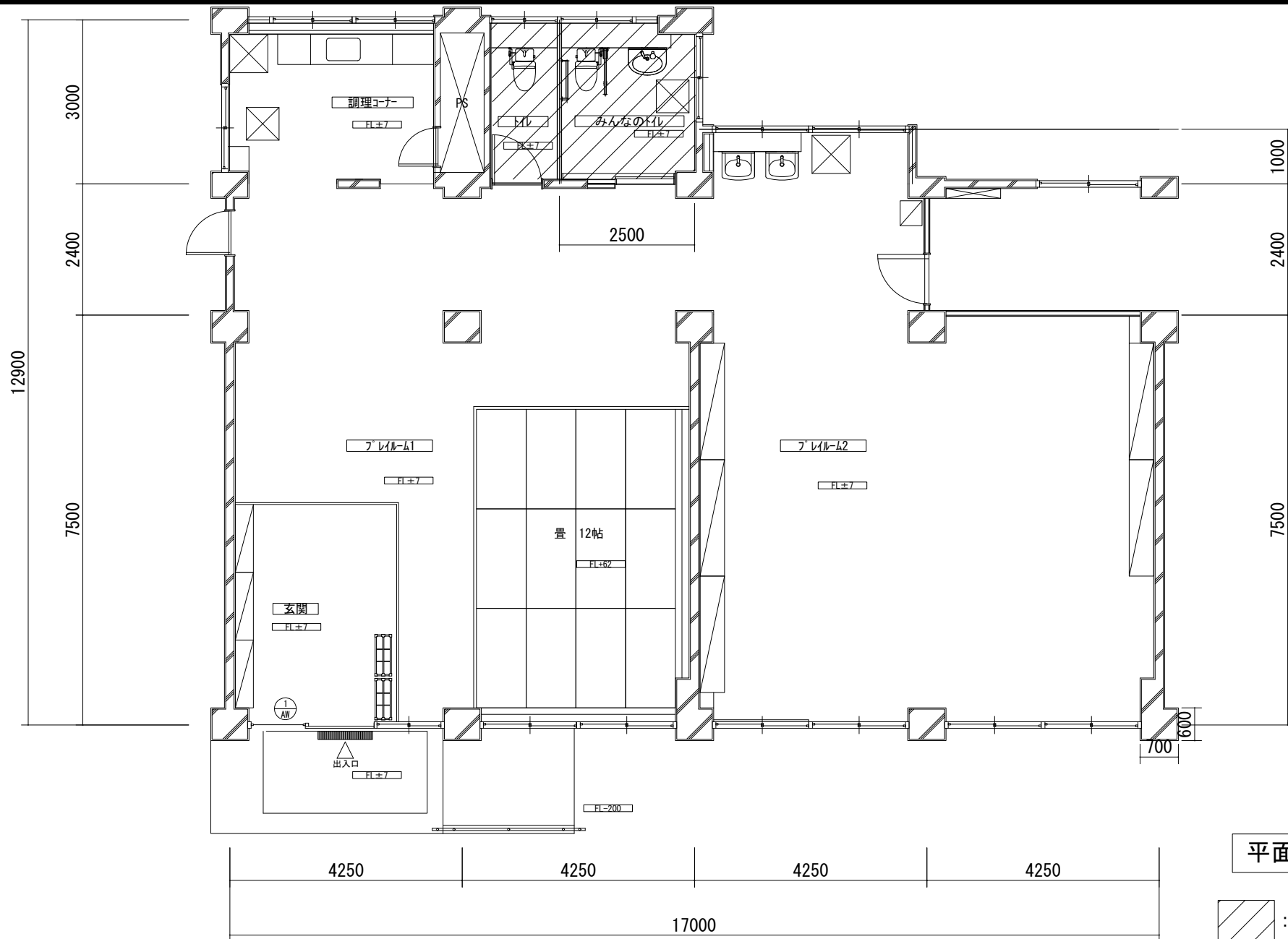
写真帳 1部

6. その他

(1) 本業務実施にあたっては、工程表を作成し監督職員と充分打合せの上実施する事。

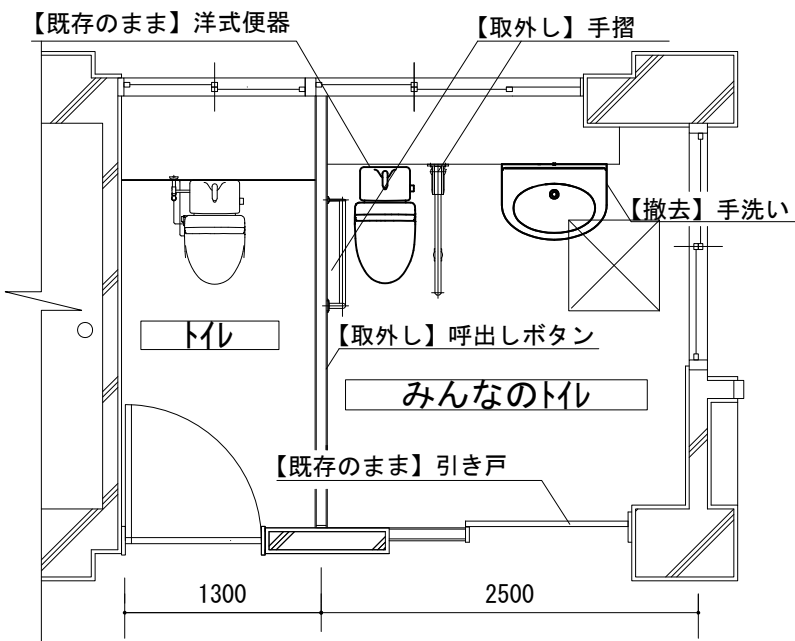
また、施設の運営に影響の無いように努め、児童、職員の安全に配慮した仮設計画を設定すること。

(2) 仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

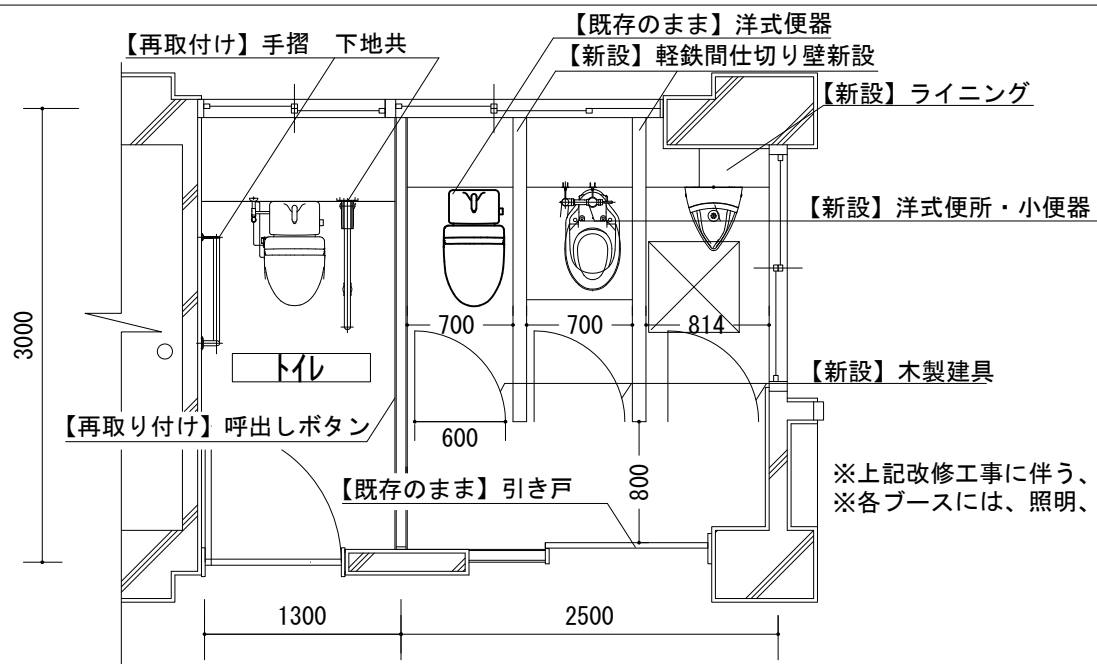


平面図 S=1/100

▨ : トイレ改修範囲を示す



トイレ改修前 平面図 1/50



(参考)トイレ改修後 平面図 1/50

※上記改修工事に伴う、電気設備工事、機械設備工事を含む。
 ※各ブースには、照明、換気扇、コンセントを新設とする。

工事名	常盤平第三小学校放課後児童クラブ トイレ修繕		
図面名	平面図・(参考)トイレ改修前後図		
作成年月日	令和8年3月1日	変更年月日	
縮尺	1:100 1:50	図面番号	A-01
松戸市			